

[委員会からのお知らせ](#)

[第243回食品安全委員会議事概要](#)

■第243回食品安全委員会会合結果■【農業】【添加物】【化学・汚染】【動薬】【肥料・飼料】【緊急時】

日時:平成20年6月19日(木) 14:00~15:00

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:12名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農業

1) メトラクロール

2) フルミオキサジン

・厚生労働省から説明。

・農業専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1) 除草剤で、かんしょ、大豆等に使用します。光学活性体であるS-メトラクロールについて、かんしょ、大豆等への適用が申請されています。

2) 除草剤で、みかん等に使用します。

1)、2)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(2) 農業専門調査会における審議状況について

1) 「1-ナフタレン酢酸」に関する意見・情報の募集について

2) 「アセタミプリド」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 植物成長調整剤で、みかん、りんご等への新規農業登録申請がされています。

2) 殺虫剤で、かんきつ、はくさい、茶等に使用します。

1)、2)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 添加物「亜塩素酸水」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「亜塩素酸水の一摂取許容量(ADI)を、亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されるとともに、付帯事項について報告を求めることとなった。

なお、亜塩素酸水の評価に伴い、平成16年11月18日付で通知された亜塩素酸ナトリウムの評価書についても、一部改定することとなった。

2) 清涼飲料水「亜塩素酸」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「亜塩素酸の耐容一日摂取量(TDI)を、亜塩素酸イオンとして29μg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

3) 清涼飲料水「二酸化塩素」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「二酸化塩素の耐容一日摂取量(TDI)を、亜塩素酸イオンとして29μg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

4) 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質「アスコルビン酸」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「L-アスコルビン酸が動物用医薬品及び飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、動物に残留したL-アスコルビン酸及びその代謝物が食品を介して、ヒトの健康を損なうおそれがないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

5) 飼料添加物「L-アスコルビン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「飼料添加物として適正に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知されることとなった。

<参考>

1) 殺菌剤として申請されています。類縁物質として、わが国では亜塩素酸ナトリウムの、米国では酸性化亜塩素酸塩(ナトリウム)水溶液の使用が認められています。

2) 二酸化塩素による消毒副生成物として生じることが知られています。

3)水の消毒や臭味の制御に使われています。二酸化塩素の水中での分解により、亜塩素酸イオンが生成することが知られています。

4)ビタミンCで、アスコルビン酸及びその塩類は、飼料添加物としては飼料の栄養成分の補給、動物用医薬品としてはビタミンC欠乏症の予防を目的に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質:65物質)に定められています。

5)ビタミンCで、飼料の栄養成分の補給を目的として使用されます。

(4)食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正について

・緊急時対応専門調査会の担当委員である廣瀬委員及び事務局から説明。

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱以下、5つのマニュアルの改正案について了承され、委員会の内部規定である基本指針等については決定となった。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 [プライバシーポリシー](#)